

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

神戸市

保育所・認定こども園等を特別保育へ移行します

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に鑑み、保育所・認定こども園等における感染防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、4月14日(火)から5月6日(水)まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れる特別保育に移行します。

できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いします。

また、真に保育が必要な方については、施設まで特別保育申出書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、保育料については、5月6日までの間で保育所等を利用されていない期間はかかりません。今後状況が変わりましたら神戸市ホームページにてお知らせいたします。

記

1. 特別保育実施期間 令和2年4月14日(火)～5月6日(水)
2. 特別保育の対象 **医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真にやむを得ない場合に限り受け入れ**
3. 施設からの連絡 家庭保育の協力をいただいている世帯には、園児の様子や健康調査の連絡を施設より行うことがあります。園児の居所が変わる場合には、施設まで連絡をお願いします。

担当：幼保振興課・幼保事業課 078(331)8181

特別保育に関する事：内線4864・4866

保育料に関する事：内線4841・4861